

広報 あんななか

2014
(平成26年)

12/1
vol.105



伝統文化の継承～鳴り響く伝統の音～

10月11日(土)、12日(日)に安中地区であんなか祭りが、26日(日)に松井田地区でふるさとまつりが開催され、各地区の山車が街中を練り歩くなど、訪れた人を魅了しました。また各メイン会場では、太鼓演奏や伝統芸能などが披露され祭りを一層盛り上げました。

主な内容

- P2 議会の映像配信を開始します ほか
- P3 乳がん検診 子宮頸がん検診の集団検診が始まりました
- P6-7 安中市の財政



豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち



安中市議会では、議会改革特別委員会を設置して議会改革に取り組んでおり、その一環として、平成26年第4回(12月)定例会から議会(本会議)の映像配信を開始いたします。

今後は、より多くの市民の皆さんに議会(本会議)の様子をご覧いただけるように、市役所第1階ホールにモニターを設置してライブ中継するとともに、インターネット中継(ライブ中継・録画中継)を行います。

なお、スマートフォンやタブレットにも対応しておりますので、ぜひご覧ください。

映像配信の開始を記念して、12月10日(水)の午前9時から、市民合唱団による議場コンサートを行いますので、ご来場をお待ちしています。

問合せ▶
議事事務局議事係 (☎内線1355)

〈介護予防事業〉

基本チェックリストの調査結果概要について

市では毎年、介護認定を受けていない65歳以上の人を対象に、郵送による調査(基本チェックリスト)を行っています。

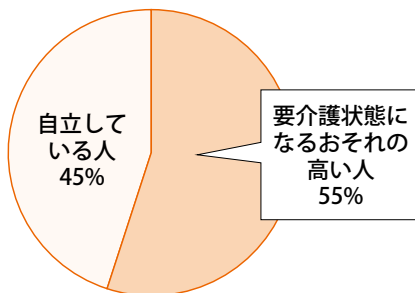
国の定めた項目に基づき、「運動器の低下」「低栄養状態」「口腔機能の低下」「閉じこもり」「物忘れ」「こころ」などの質問内容に回答していただき、要介護状態になるおそれの高い人を早期に発見し、介護予防教室などのご案内をさせていただくことが目的です。

(詳しい質問内容は、每户配布している『介護保険べんり帳』の30ページを参照ください)

今年度は6月に実施しました。対象の皆さんにはご協力いただき、ありがとうございました。回答結果の概要を報告させていただきます。

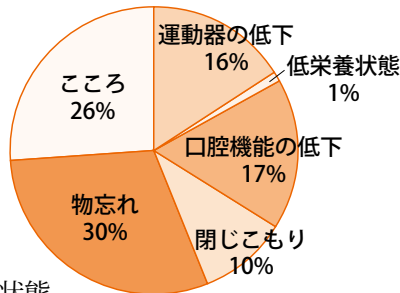
発送数	回収数	回収率
14,597	9,763	66.5%

基本チェックリスト回答結果(%)



回答結果では、何かしらの心身機能の低下があるために、「要介護状態になるおそれの高い人」が半数以上を占めました。※結果は本人の主観的回答に基づいています。

項目別回答結果(%)



- 運動器の低下
以前より転びやすくなるなど、筋力の低下が疑われる状態
- 低栄養状態
体重が減った、あるいは偏った食事などで栄養が不足している状態
- 口腔機能の低下
固いものが噛めない、むせやすくなるなど口の機能が低下している状態
- 閉じこもり
外出の機会が少なく、家にいることが多い、他者との交流が極端に少ない状態
- 物忘れ
同じ話を繰り返す、周りから「物忘れがある」と言われることが多くなった状態
- こころ
物事に対する意欲が低く、気持ちが沈みがちな状態

各項目の症状が多くあてはまると、将来的に介護を要する可能性が高くなります。いつまでも元気で自分らしく暮らしていくために、若いうちから介護予防に取り組みましょう。

問合せ▶
☎介護高齢課地域包括支援センター
(☎内線1188)

12月は廃棄物適正処理推進強化月間です。不法投棄に注意しましょう。

夜間や早朝、山間部など人目につかないところで、ごみの投棄を繰り返す、悪質な不法投棄が発生しています。不法投棄を見かけたら、早期発見・早期撤去のため、通報をお願いします。

問合せ▶☑環境推進課廃棄物対策係 (☎内線1881) 西部環境森林事務所廃棄物係 (☎027-323-4021)

乳がん検診 子宮頸がん検診の 集団検診が始まりました

乳がん集団検診(視触診とマンモグラフィ)

対象者	40歳以上の女性で、前年度に市の乳がん検診を受けていない人 (ただし無料クーポン該当者は、前年度受診していても受けることができます)
自己負担金	1,500円(70歳以上と無料クーポン該当者は無料)
必要なもの	乳がん検診受診シール・ 無料クーポン券(該当者のみ)

【注意事項】

- ネックレスやペンダントは、はずしてご来場ください。
- 前開きで、わきのゆったりした上衣(カーディガンなど)をお持ちください。
- 市で実施する乳がん検診は2年に1回の検診です。前年度に受診された人は、今年度の検診は該当しません。
- 集団検診ではマンモグラフィ検査による事故を防ぐため、「乳がん検診を受診することができない人」がいます。「検診のしおり」に記載してありますので、事前に必ずご確認ください。

対象者については、今年の5月末に郵送した受診シール(オレンジ色の封筒に封入)に氏名などが印字されていますので、ご確認ください。集団検診は下記の日程で検診を実施しますが、市内の指定医療機関で個別検診をご希望の場合は、受診シールを持って各医療機関で受診してください。なお、個別検診は平成27年1月31日までとなっています。例年、検診期間終了間近は混雑が予想されますので、早めの受診をおすすめいたします。

子宮頸がん集団検診(細胞診)

対象者	20歳以上の女性
自己負担金	400円(70歳以上と無料クーポン該当者は無料)
必要なもの	子宮頸がん検診受診シール・ 無料クーポン券(該当者のみ)

【注意事項】

- ズボンで来場される人は、バスタオルをお持ちください。
- 当日に月経があっても、検診には差し支えありません。
- 前日は入浴してください。

【集団検診】 乳がん検診・子宮頸がん検診 日程表

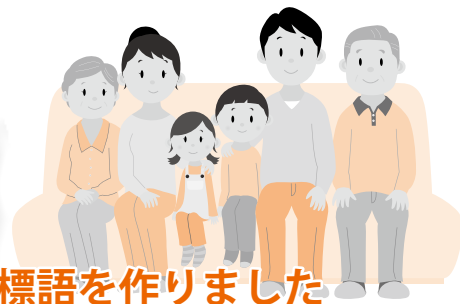
問診受付時間	午後1時～2時	(※番号札は午後0時30分から配布予定)
検診開始時間	乳がん検診 午後1時から	子宮頸がん検診 午後1時30分から
日程	検診会場	該当地区
12月5日(金)	安中市保健センター	岩野谷地区(全区)
12月9日(火)	安中市保健センター	板鼻地区(全区)
12月10日(水)	安中市保健センター	秋間地区(全区)・みのりが丘区
12月11日(木)	松井田保健センター	源ヶ原・上本町・本町・新堀中宿・新町・森崎
12月16日(火)	碓氷峠くつろぎの郷(屋内交流広場)	坂本1区・2区・原・入牧1区・2区・横川東・横川西
1月5日(月)	安中市保健センター	後閑地区(全区) 安中1区・2-2区
1月6日(火)	安中市保健センター	安中2区・3区・4区
1月7日(水)	安中市保健センター	安中5区・6区・7区・8区
1月8日(木)	細野ふるさとセンター	土塩西・土塩東・新井・上増田東・上増田西
1月9日(金)	安中市保健センター	安中9区・10区・11区・12区
1月13日(火)	安中市保健センター	原市1区・2区・3甲区
1月14日(水)	安中市保健センター	原市3乙区・4区・5区
1月15日(木)	西横野定住センター	上人見・法正寺・塚原・大王寺・高野谷戸
1月16日(金)	西横野定住センター	二軒在家・鳥留北・鳥留南・別所
1月19日(月)	安中市保健センター	原市6区・7区・8区・9区
1月21日(水)	安中市保健センター	磯部1区・2区・3区
1月26日(月)	九十九創作館	下増田・高梨子・国衙百石・小日向
1月27日(火)	安中市保健センター	磯部4区・5区 東横野1区・2区
1月28日(水)	松井田保健センター	上町・仲町・下町・紺屋町・北横町・南横町・新田琵琶ノ窪・行田
1月29日(木)	松井田保健センター	五料西・五料中・五料東・八城東・八城西
1月30日(金)	安中市保健センター	東横野3区・4区・5区・6区

問合せ▶ 健康づくり課予防係 (☎内線1172)



『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

安中市健康増進計画・安中市食育推進計画
「いきいき安中健康21(第2次)」を策定しました



「いきいきあんなかけんこう21」で健康標語を作りました

高齢者の健康 **な**がいきの 三つの鍵は 栄養・運動・休養です

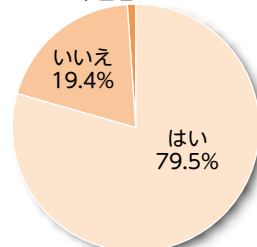
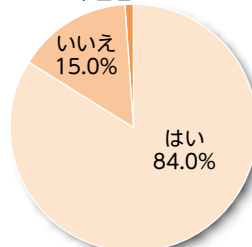
- 筋力や体力が低下しないように、運動習慣を身につけましょう。
- 健康づくりのため、地域活動や教室などに積極的に参加しましょう。
- 積極的に外出の機会をつくり、社会参加しましょう。

「ロコモティブシンドローム(ロコモ)」って?

運動器(筋肉・骨・関節・椎間板など)の障害のために要介護となる危険の高い状態をロコモティブシンドロームといいます。(通称:ロコモ)



15分くらい続けて歩いていますか バスや電車で1人で外出していますか
未回答0.9% 未回答1.1%



資料:「平成24年度安中市基本チェックリスト」より

ロコモを引き起こす代表的な疾患に変形性関節症と骨粗鬆症があります。ロコモは歩行や日常生活に何らかの障害をきたしている状態であり、生活の質を落とします。自分の足でいつまでも元気に歩き続けるためにも、ロコモを予防することが必要です。



1. 家のなかでつまづいたりすべったりする



2. 階段をのぼるのに手すりが必要である



3. 15分くらい続けて歩けない



4. 横断歩道を青信号で渡りきれない

ロコモチェックをしてみましょう

1つでも当てはまれば、ロコモ予防を始めましょう



6. 2kg程度の買い物(1リットルの牛乳2個程度)をして持ち帰るのが困難である

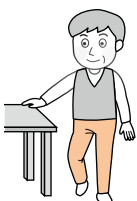


7. 家のやや重い仕事(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)が困難である



5. 片脚立ちで靴下がはけない

☆ロコモ予防に効果的!片脚立ち運動☆



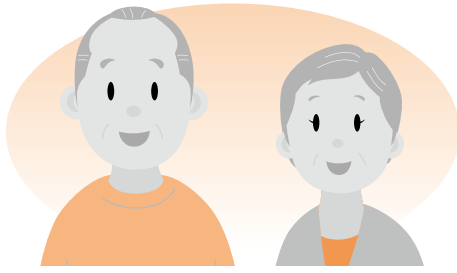
- 転倒しないように十分注意し、机に手をついたりして、つかまるものがある場所で行います。
- 床につかない程度に、左右1分間ずつ、片足を上げます。
- 1日3回、行いましょう。

☆ロコモ予防のために、 今より10分多く身体を動かそう☆

- テレビを見ながらストレッチ
- 歩幅を広くして速く歩く(目安として10分多く歩くと約1,000歩増えます)

次回は、広報あんな1月1日号に『次世代の健康』を予定しています。

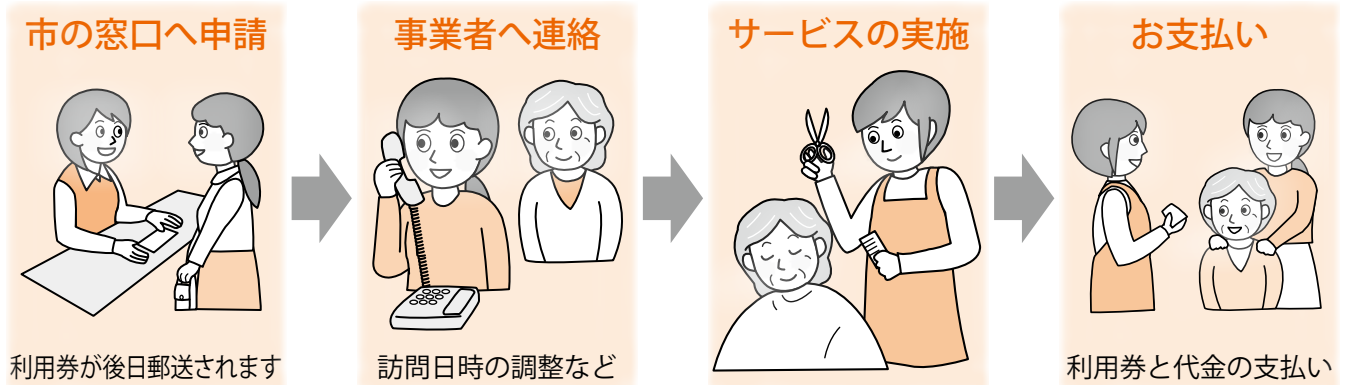
問合せ▶健康づくり課保健指導係(☎内線1174)



在宅訪問 理美容サービス

このサービスは、理・美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者や障害者に対し、自宅を訪問して理・美容のサービスを受けた際に、訪問に要する経費の一部を市が助成するものです。

ご利用の流れ



対象者	<p>【高齢者の場合】 (①か②どちらかに該当)</p> <p>①65歳以上の在宅高齢者であって、要介護認定における要介護度が4または5の認定を受けている人</p> <p>②65歳以上の要介護認定を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人</p> <p>【障害者の場合】 (①か②どちらかに該当)</p> <p>①障害者手帳の交付を受けている在宅障害者であって、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害者の1級または2級の人</p> <p>②重度の障害者手帳の交付を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人</p>								
利用券	<p>申請により利用の決定を受けた対象者には、1年度に4枚を限度とした利用券を後日郵送します。ただし、申請した月により交付する利用券の枚数が減少します。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr><td>4～6月申請</td><td>4枚</td></tr> <tr><td>7～9月申請</td><td>3枚</td></tr> <tr><td>10～12月申請</td><td>2枚</td></tr> <tr><td>1～3月申請</td><td>1枚</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●利用券は、1回のサービスにつき1枚が使用できます。 ●利用券の有効期限は、交付を受けた年度の末日までです。 ●対象者本人以外の方が利用券を使用することはできません。 	4～6月申請	4枚	7～9月申請	3枚	10～12月申請	2枚	1～3月申請	1枚
4～6月申請	4枚								
7～9月申請	3枚								
10～12月申請	2枚								
1～3月申請	1枚								
サービス	<p>事業者（本事業の協力理・美容店）が自宅を訪問してサービスを実施します。申請者は、利用券を受領したあと、事業者との連絡調整が必要になります。なお、サービスの実施中は立会者が必要になります。</p>								
助成額	<p>利用券1枚で利用料金から3,000円が差し引かれます。なお、利用料金の残金は実費負担となります。</p>								
申請窓口	<p>【高齢者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困介護高齢課高齢者対策係 (☎内線 1 1 8 1) ● 松保健福祉課健康介護係 (☎内線 2 1 5 2) <p>【障害者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困福祉課障害福祉係 (☎内線 1 1 5 9) ● 松保健福祉課福祉子ども係 (☎内線 2 1 5 4) 								

※詳細は各担当部署までお問い合わせください。

の財政

予算執行状況

安中市財政事情の公表

「安中市財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づき、平成26年4月1日から9月30日までの間の本市の財政事情を公表します。

平成26年11月1日

安中市長 茂木 英子

問合せ▶ 困財政課財務係 (☎内線1052)

特別会計

国民健康保険

予算額:78億2,511万円
 収入済額:35億6,901万6,000円
 収入率:45.61%
 支出済額:30億713万3,000円
 執行率:38.43%

後期高齢者医療

予算額:7億788万8,000円
 収入済額:2億2,428万8,000円
 収入率:31.68%
 支出済額:2億823万4,000円
 執行率:29.42%

介護保険

予算額:58億2,472万3,000円
 収入済額:25億5,218万5,000円
 収入率:43.82%
 支出済額:22億981万1,000円
 執行率:37.94%

下水道事業

予算額:12億3,099万4,000円
 収入済額:4億2,021万8,000円
 収入率:34.14%
 支出済額:4億1,035万9,000円
 執行率:33.34%

健康増進施設恵みの湯事業

予算額:2億431万9,000円
 収入済額:8,575万円
 収入率:41.97%
 支出済額:7,728万3,000円
 執行率:37.82%

特別会計合計

予算額:157億9,303万4,000円
 収入済額:68億5,145万7,000円
 収入率:43.38%
 支出済額:59億1,282万円
 執行率:37.44%

市有財産の状況



病院事業会計

収益的収入及び支出 (単位:千円)

事業収益	医業収益	1,085,675	事業費用	医業費用	1,213,314
	医業外収益	111,592		医業外費用	9,279
				特別損失	77,417
	計	1,197,267		予備費	0
				計	1,300,010

資本的収入及び支出 (単位:千円)

資本的収入	他会計出資金	50,000	資本的支出	建設改良費	2,966
	企業債	0		企業債償還金	74,320
	計	50,000		計	77,286

企業債現在高…………… 16億3,851万5,000円
 延患者数…………… 入院:22,195人 外来:31,309人

介護サービス事業会計

収益的収入及び支出 (単位:千円)

事業収益	営業収益	19,063	事業費用	営業費用	17,204
	営業外収益	1		営業外費用	72
				特別損失	1,548
	計	19,064		予備費	0
		計	18,824		

資本的収入及び支出 (単位:千円)

資本的収入	0	資本的支出 (建設改良費)	398
-------	---	---------------	-----

○訪問看護事業

延訪問人数 介護保険:744人 医療保険:757人

○居宅介護支援事業

居宅介護サービス計画書作成件数:340件
 訪問調査件数:38件

安中市

平成26年度上半期

一般会計

※市税負担の状況 市民1人あたり 93,423円
1世帯あたり 233,284円
(人口:61,191人 世帯数:24,505世帯)

歳入	予算額	収入計	収入率	歳出	予算額	支出計	執行率
市税	9,372,459	5,716,636	60.99%	民生費	9,552,415	3,354,123	35.11%
市債	5,613,400	0	0.00%	教育費	5,452,598	1,798,447	32.98%
地方交付税	3,625,409	2,138,963	59.00%	総務費	2,952,591	916,899	31.05%
国庫支出金	3,079,113	1,092,469	35.48%	衛生費	2,798,097	739,127	26.42%
繰入金	2,435,663	0	0.00%	公債費	2,750,827	1,272,553	46.26%
県支出金	2,078,601	228,427	10.99%	土木費	2,136,107	450,852	21.11%
諸収入	1,091,158	179,648	16.46%	農林水産業費	1,332,229	168,417	12.64%
地方消費税交付金	601,100	363,371	60.45%	商工費	1,072,078	229,276	21.39%
繰越金	380,774	417,815	109.73%	消防費	1,015,563	427,801	42.12%
使用料及び手数料	350,168	168,682	48.17%	議会費	276,484	146,703	53.06%
その他	796,902	286,513	35.95%	その他	85,758	12,565	14.65%
合計	29,424,747	10,592,524	36.00%	合計	29,424,747	9,516,763	32.34%

単位：千円

単位：千円

予算額 **294億2,474万7,000円**
収入計 **105億9,252万4,000円**
収入率 **36.00%**

予算額 **294億2,474万7,000円**
支出計 **95億1,676万3,000円**
執行率 **32.34%**

市債の状況

目的別現在高 (単位：千円)

目的	金額	割合
土木債	3,688,380	12.77%
教育債	5,079,285	17.58%
民生債	386,997	1.34%
その他	14,148,902	48.98%
特別会計債	5,582,651	19.33%
計	28,886,215	100.00%

借入先別現在高 (単位：千円)

借入先	金額	割合
財務省	10,485,645	36.30%
郵貯・簡保管理機構	3,385,236	11.72%
地方公共団体金融機構	8,187,700	28.35%
市中銀行	6,098,830	21.11%
その他	728,804	2.52%
計	28,886,215	100.00%

水道事業会計

収益的収入及び支出 (単位：千円)

事業収益	金額	事業費用	金額
営業収益	656,814	営業費用	215,598
営業外収益	12,441	営業外費用	69,208
特別利益	49	特別損失	15,746
計	669,304	予備費	0
		計	300,552

資本的収入及び支出 (単位：千円)

資本的収入	金額	資本的支出	金額
企業債	0	建設改良費	22,978
他会計出資金	7,574	企業債償還金	162,908
他会計負担金	0	予備費	0
固定資産売却代金	30	計	185,886
工事負担金	0		
国庫補助金	0		
計	7,604		

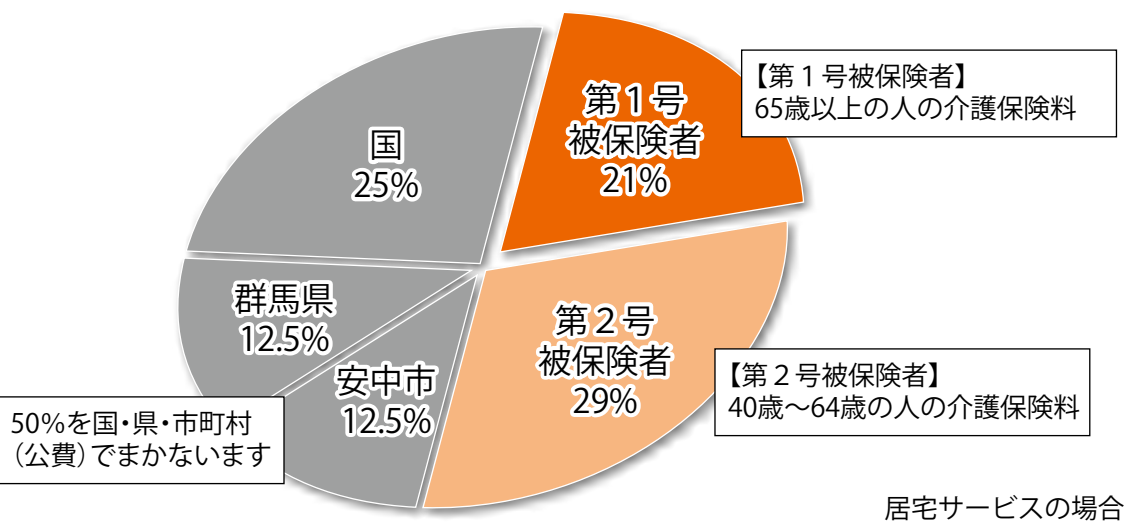
企業債現在高

…………… 68億2,264万7,000円
給水戸数…………… 25,711戸
一日平均給水量…………… 24,461m³

介護保険料の納め忘れはありませんか？

* 介護保険給付の財源 *

介護保険制度は、40～64歳の人と、65歳以上の人に納めていただく介護保険料と公費（税金）を財源に運営しています。



介護保険は、すべての被保険者が納める介護保険料と公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。一人一人の介護保険料は大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の決まり方

世帯内の住民税の課税状況やご本人の所得により介護保険料が決まります。

■第1号被保険者（65歳以上）の人の介護保険料の納め方

- 年金が年額18万円未満の人は市から送られる納付書で納めていただきます。
- 年金が年額18万以上の人は年金から天引きになります。
- 年金が年額18万以上であっても次の人は市から送られる納付書で納めていただきます。

年度途中で	65歳になった人
	他の市区町村から転入された人
	年金の受給が始まった人
	保険料が減額になった人
	保険料が増額になった人(増額された分を納付書で納めていただきます)
年金の一時差し止めや支給停止になった人	

◆介護保険料を納めないでいるとどうなるの？

特別な事情がないのに、介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする給付制限の措置がとられます。

介護保険料は必ず納めてください。

納付期限を過ぎると

督促が行われます。
※督促状が送られます。
納めた日によっては延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納していると

介護保険サービスの利用料を一度全額利用者が負担し、申請により後で保険給付費（9割）が支払われます。

1年6カ月以上滞納していると

保険給付の一部または全部が差し止めとなります。差し止められた保険給付費から、滞納の介護保険料を差し引くことがあります。

2年を過ぎると

利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

問合せ ▶ 困介護高齢課介護保険係 (☎内線 1 1 8 7) 困保健福祉課健康介護係 (☎内線 2 1 5 1)

〈国民健康保険からのお知らせ〉

平成27年1月から 70歳未満の人の 高額療養費の 自己負担限度額が 変更になります

同じ人が、同じ月に、同じ病院などで支払った医療費の一部負担金が基準額を超えたとき、申請により、その超えた額が世帯主に支給されます。

基準額は所得により異なり、「自己負担限度額」として金額が定められています。

平成27年1月から70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額が細分化され、次のように変更されることになりました。

自己負担限度額（月額）（平成26年12月まで）

区分	所得要件	限度額
A 上位所得	旧ただし書 所得600万円超	150,000 + (総医療費 - 500,000) × 1% 〈多数回該当 83,400〉
B 一般	旧ただし書 所得600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 〈多数回該当 44,400〉
C 低所得	住民税非課税	35,400 〈多数回該当 24,600〉



自己負担限度額（月額）（平成27年1月から）

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% 〈多数回該当 140,100〉
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% 〈多数回該当 93,000〉
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 〈多数回該当 44,400〉
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600 〈多数回該当 44,400〉
オ	住民税非課税	35,400 〈多数回該当 24,600〉

★「旧ただし書所得」とは、収入から公的年金控除などの必要経費と基礎控除を差し引いた所得のことです。

★高額療養費の支給が年4回以上あるとき【多数回該当】

過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が年4回以上あった場合、4回目以降の限度額が変わります。

★倒産などで職を失った人に対する国保税の軽減の適用を受ける人が同一世帯にいる場合、所得要件の区分が変更になることがあります。

★70歳以上75歳未満の人の限度額に変更はありません。

※70歳未満で「国民健康保険限度額認定証」の申請をした人については、平成26年12月31日有効期限の証が発行されています。平成26年12月中に、平成27年1月から7月までお使いいただける新たな適用区分のものを郵送いたします。

平成27年8月以降も必要な場合は、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

問合せ ▶ 困国保年金課国保係 (☎内線 1 1 1 3)

12月は「市税滞納整理強化月間」です

～納期内納付のご協力をお願いします～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。市税の納期限が過ぎても未納の人は、納付してください。未納額全額を一度に納められないときは、すぐに申し出てください。市では市税滞納額の縮小と税の公平性の確保を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

市税の納期限が過ぎてても未納の人には、督促状や電話・文書などで納税の催告をしていますが、再三の催告にもかかわらず納税も相談も無い人に対しては、財産の差押などの滞納処分を執行します。納税は国民の義務であり、大多数の人は滞納せず納税しています。税負担の公平を確保し、納税の義務を果たしてもらうために、滞納処分（財産の差押）は法に定められている実施しなければならぬものなのです。

◎差押件数は年々増加しています

上半期（4～9月）の滞納処分（財産差押）の件数と、換価額の推移です。債権・不動産など種類を問わず、さまざまな財産を差押しています。

区分	24年度上半期	25年度上半期	26年度上半期
預貯金	340	402	426
給与・年金	19	10	19
生命保険	16	20	18
国税還付金	57	36	52
売掛金・賃料ほか	5	1	7
不動産	33	19	28
計	470	488	550
換価による税収	27,074,723円	19,973,526円	24,117,691円

◎市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金をすべて差押します

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押の手続きを行ったうえで、すべて市税に充当します。なお、市税を分割納付いただいている人もすべて差押の対象となります。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
差押件数	99	138	96
換価額	5,300,377円	4,656,484円	2,771,467円

◎不動産差押を強化しています
住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に不動産（土地・建物）差押を執行しています。



◀過去に差押した不動産

◎給与差押も強化しています

給与収入など納税できる支払能力があるにも関わらず、住宅ローンや他の借入などの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に給与差押を執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押については、完納になるまで毎月取立を行います。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税を納期ごとに納付することが困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日（納期限日）には夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
12月25日(木)	午後8時まで	困収納課
2月2日(月)		
3月2日(月)、31日(火)		

●日曜納税相談窓口

12月の「市税滞納整理強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
12月21日(日)	午前9時から正午まで	困収納課
※21日に選挙が行われる場合は、14日に変更となります。		

問合せ ▶ 困収納課 収納整理係 (☎内線1084)

国民健康保険は助け合いの制度です

～国民健康保険税の納期内納付のご協力をお願いします～

国民健康保険税は国民健康保険制度の基礎となる貴重な財源です。国民健康保険税を滞納したままですと、納期内に納税している大多数の被保険者との公平性を欠くこととなります。また、国民健康保険財政を圧迫し、国民健康保険制度自体の存続に支障をきたすこととなります。このことから、納付のない人に対しては、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療機関での窓口負担がいったん全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されます。また、支払能力がありながら、納付も納税相談もない人には滞納処分（財産差押）により、強制的に徴収することになります。

国民健康保険に関するよくあるQ & A

- Q1. 国民健康保険は必ず加入しないといけないですか？
 A1. すべての国民が医療保険の適用を受ける国民皆保険制度により、後期高齢者医療制度や、職場などの健康保険（社会保険など）の対象とならない人は必ず加入しなければなりません。
- Q2. 保険証を使わないので、国民健康保険税を納付したくありません。
 A2. 国民健康保険は加入者全員の相互扶助制度です。保険税の納付

も法律で義務付けられています。趣旨をご理解いただき納付してください。

Q3. 現在国民健康保険税を滞納しているため保険証がありません。医療費が高額なため、保険証を交付してください。
 A3. 速やかに保険税を納付してください。滞納の解消で保険証は交付されます。なお、一括納付が難しい場合はご相談ください。

Q4. 勤務先を退職しました。国民健康保険に加入する場合の手続きは、どのようにすればよいのでしょうか？
 A4. 退職した勤務先から発行された「健康保険資格喪失証明書」または「社会保険離脱証明書」と運転免許証など、本人確認ができるものと印鑑をお持ちになり、**困国**保年金課または**困住**民課で手続きをしてください。

Q5. 就職などで国民健康保険以外の保険に加入した場合の手続きはどのようにすればよいのでしょうか？
 A5. 勤務先では国民健康保険の離脱手続きは行いません。新しい保険証と国民健康保険証と印鑑をお持ちになり、**困国**保年金課または**困住**民課で手続きをしてください。

Q6. 社会保険に加入しているのに国民健康保険税の納税通知書が届

きました。なぜですか？

A6. 国民健康保険の離脱手続きをしていないためです（A5参照）。離脱手続きを早急に行ってください。社会保険などの加入日に遡って税額を計算し、納めすぎの場合は後日還付します。

Q7. 世帯主は国民健康保険に加入していないのに、世帯主宛に納税通知書が届きました。なぜですか？
 A7. 国民健康保険税の納税義務者は世帯主であると法律に定められているためです。世帯主が国民健康保険に加入していても、同じ世帯の人が国民健康保険に加入している場合は、世帯主に納税の義務があります。

Q8. 収入が減って納付書とおりの金額では納税できません。どうすればよいのでしょうか？
 A8. 国民健康保険税は前年の所得をもとに算定します。納付が困難な場合は、家計の収入・支出状況の分かるものと印鑑をお持ちになり必ず納税相談してください。

Q9. 昨年は無収入だったため、所得の申告をしていません。申告しなくても保険税の算定に差し支えはありませんか？
 A9. 国民健康保険税は前年の所得をもとに算定します。収入がない人や、収入が少なく所得の申告が必要のない人でも、国民健康保険

税算定のため、申告をしてください。未申告のままですと、前年所得が一定基準以下の場合に適用される税の軽減措置が受けられません。

専用はがきで口座振替の申し込みができます

平成25年度から、市県民税など市税の口座振替の申し込みが、専用はがきでもできるようになりました。専用はがきは、現金納付されている人の固定資産税・市県民税・国民健康保険税の納税通知書に同封されています。必要事項を記入・押印し、シール紙を貼り合わせ、郵便ポストに投函するだけでも申し込みができます。口座振替は、納め忘れの心配も無く、大変便利で安全・確実な方法です。ぜひご利用ください。

対象税目	取 扱 金融機関
市県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	群馬銀行、東和銀行、 しのめ信用金庫、 群馬県信用組合、 中央労働金庫の本・支店 碓氷安中農業協同組合 東部・西部支所、 ゆうちょ銀行(郵便局)

※みずほ銀行は、対応していません。
 ※金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口には、提出できません。

問合せ ▶ **困** 収納課収納整理係 (☎内線1084)

国民年金 からの お知らせ

国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。

また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

①	60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
②	昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入）
③	海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

①および②に該当する人で加入を希望するときは、市役所[☎]・[☎]の国民年金担当係へお申し込みください。

③に該当する人で、日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になってもらい、協力者を通じて、最後に在住していた市区町村役場の窓口で手続きを行います。日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。

1	これから海外に転居する場合は、住所地の市区町村役場
2	既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所
3	本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所

詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

年金に関する

情報提供サービスについて

○インターネットによる年金個人情報提供
日本年金機構ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) からユーザID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでもご自身の年金の加入記録をご覧いただけます。

閲覧できる年金加入記録は、日本年金機構が管理している公的年金制度の加入履歴、納付状況などです。

なお、この閲覧サービスは、国民年金、厚生年金および船員保険の被保険者または被保険者であった皆さんがご利用できます。ただし、次の人はご利用できません。

- ・昭和61年4月1日以前に受給権の発生した老齢年金を受けている人
 - ・現在共済組合などに加入している人
- ※詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金保険料の

納め忘れがある皆さんへ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長（「後納制度」といいます）されます。

問合せ

高崎年金事務所 (☎3222-7731)



男女共同参画推進委員会

第45回

保護者の男女共同参画

安中市男女共同参画推進委員会委員

中山 和彦



男女共同参画は、一つ一つ見ると男・女・共・同・参・画。この6文字は小学校で教わる漢字なのに、男女共同参画と繋ぎ合わせると、私にとつてとても難しいものになってしまう。内閣府のホームページを見ると、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）とあります。そして、「一人一人の豊かな人生」とも。しかし、このことを頭の中では理解していても、遺伝子に染みついた悪い因子があり、家事や子供の教育をほとんどかみさんに任せきりの私にこのエッセイは…と考えてしまいますが、そのことを一時棚に置いて、保護者からの視点で書きたいと思います。

今から遡ること約10年、ある保護者団体の名称が母親のみを対象とした、どうも父親が入りにくいものでした。変更したらいかがでしょうか？と提案してみたのです

が、下部組織から上部組織まですべて名称変更するのは困難とのことでした。（現在の団体名がどうなっているかはわかりません。）

また、私が所属している安中市PTA連合会（以下、安P連）の理事は、2013年度は68%、2014年度は50%を男性が占めています。しかし市内のある学校のPTA役員に目を向けますと男性の占める割合は9%と激減してしまいます。この数値から見ても、PTAにおける諸活動や日々の生活などでは、女性側に負荷が大きくなっているのが現状ではないでしょうか？

安P連では毎年12月に座談会を開催していますが、今年は、テーマの一つとして、Zens PTAを取り上げる予定です。今後の男性のPTA活動参加への一助になればと思っています。

私の経験から、二つの事例をあげましたが、幸い私自身は、家庭・地域そして職場に恵まれ、このようにPTAを始めとする地域活動を存分にさせていただいておりません。地域活動に限りませんが活動するには、本人の志はもちろんのこと、その家族、地域、会社などの協力がなければ成り立ちません。そして、皆が参加しやすい環境を整えること、それこそが行政の役割ではないでしょうか？ 近い将来、一人一人の豊かな人生を感じながら生活できる日が来るように……。

問合せ▼
 企画課女性政策係（☎内線1021）

消費生活センターからのお知らせ

不用品・廃品回収業者とのトラブルに注意

【事例1..無料と思って呼び止めたら、後で有料と言われた】
 「不用になった家電製品などを無料で回収する」とトラックでアナウンスしていた業者を呼び止めて、ミシンの回収を依頼。家に来た業者は「回収費用は2,000円かかる」と言った。「無料と言っていた」と言っても「すべて無料という訳ではない」と威圧的に言うので断れず、2,000円払って回収してもらった。領収書も渡されなかった。



【事例2..無料と思って頼んだら、車に積んだ後で料金を請求された】
 「こちらは無料回収車です。お困りの粗大ごみはありませんか」と廃品回収業者が回ってきたので自転車、カーペットなど結構な量を出した。次々と車に積んだ後、電卓を取り出したので「えっ、有料」と驚いて言った。リサイクル料金がかかると言われ仕方なく15,000円支払った。

【ひとことアドバイス】

☆廃品回収業者が無料回収をうたっている場合、回収時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。

☆家庭から出る不用品（一般廃棄物）の収集・運搬は市町村の許可を受けた業者しか行えません。（ただし、家電リサイクル法対象製品などは販売店でも引き取れます）

☆トラブルに巻き込まれないためにも、粗大ごみや不用品の処分については市町村のルールに従って出しましょう。粗大ごみに出せない家電品やパソコンなどの処分方法について分からない場合は、市町村に確認しましょう。

資料提供・独立行政法人国民生活センター

【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
 問合せ▼安中市消費生活センター（☎38212228）

催し物 ガイド

(11月13日現在の情報です。
詳細はお問い合わせください。)

松井田文化会館

安中市文化センター

今月のピックアップ

今月のピックアップ



題字・筑紫哲也

古謝美佐子
沖繩の
うたの
たの

1954年沖縄県嘉手納町生まれ。沖縄民謡女性歌手の代表的存在。9歳でレコードデビューし、86年より坂本龍一のユニットに参加。90年よりネーネーズにリーダーとして参加。95年より佐原一哉とともにソロ活動を再開。2001年発表のアルバム「天架ける橋」中の自作詞の子守歌「童神」は、夏川りみ他、多くのシンガーにカバーされる。また、NHK朝の連続ドラマ「ちゅらさん」でサントラとして流れて一躍有名になった。

2014年から宮里奈美子、比屋根幸乃、島袋恵美子とともに4人グループ「うないぐみ」の活動を始める。作家の五木寛之が「いま最もすごい歌手」と絶賛する古謝美佐子のコンサートを、ぜひお聴きください。

日時▶12月23日(火・祝) 午後3時～
(開場：午後2時30分)

会場▶松井田文化会館 大ホール

チケット▶全席指定

前売券 大人 2,500円 3歳以上高校生以下 1,000円
当日券 大人 3,000円 3歳以上高校生以下 1,500円

※3歳未満であってもお席を必要とする場合は有料となります。

※松井田文化会館、安中市文化センター、各窓口にてチケット好評発売中。

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

問合せ▶松井田文化会館 (☎393-4400)

12月1日から1月15日までのスケジュール

大ホール	ピアノ発表会 12月6日(土) 9:30~16:30 入場:無料 問合せ:どれみ♪ぴゅあ(☎322-6700)
	ピアノ発表会 12月14日(日) 14:00~ 入場:無料 問合せ:田中音楽教室(☎382-3446)
	新島学園演劇部冬季公演 12月21日(日) 14:00~16:20 入場:無料 問合せ:新島学園演劇部 大嶋(☎381-0240)
小ホール	古謝美佐子 沖縄のこころのうた 12月23日(火・祝) 15:00~ (開場14:30) 問合せ:松井田文化会館(☎393-4400) 入場:上記記事をご覧ください
	クリスマス企画 うたごえ音楽会 12月14日(日) 14:00~16:00 入場:無料 問合せ:生涯学習センター(松井田公民館) (☎393-4401)
	松井田図書館雑誌無料配布 12月14日(日) 9:00~12:00 入場:無料 問合せ:松井田図書館(☎393-4402)
ギャラリ	保険無料相談会 1月10日(土)~12日(月・祝) 10:00~16:30 入場:無料 問合せ:株式会社Liv.Design(リウ・デザイン) (☎0120-850-077)

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分~午後5時15分の間
休館日はP18をご確認ください

市民の茶席をお楽しみください

多くの皆さんが伝統文化に触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により、「市民の茶席」を開催します。茶道未経験の人もお気軽にご参加ください。

会場▶安中市文化センター 2階茶室

時間▶12月20日(土) 午前10時~午後3時

講師▶大日本茶道学会 佃 朝仙 先生

料金▶無料

※事前の申し込みは不要です。

問合せ▶安中市文化センター (☎381-0586)

12月1日から1月15日までのスケジュール

ホール	移動音楽教室 12月3日(水) 11:00~12:15・14:00~15:15 10日(水) 11:00~12:15 入場:関係者 問合せ:☎学校教育課(☎内線2232)
	安中市老人福祉大会 12月5日(金) 9:30~12:30 入場:無料 問合せ:老人クラブ連合会(☎393-3948)
	みいーんなひかるin 安中 12月7日(日) 10:00~12:00・16:00~18:00 入場:1,000円 問合せ:☎福祉課(☎内線1154)
	安中総合学園高校吹奏楽部 定期演奏会 12月21日(日) 13:30~15:30 入場:無料 問合せ:安中総合学園高校吹奏楽部 竹山 (☎381-0227)
	野崎由美 ソプラノリサイタル&クリスマスコンサート 12月22日(月) 19:00~21:00 問合せ: 野崎由美(友の会)事務局 松崎(☎090-9343-4917) 入場:前売一般 2,500円 高校生以下 1,000円 当日一般 3,000円 高校生以下 1,500円 野崎由美<友の会>会員 2,000円(前売のみ)
	平成27年 安中市成人式 1月11日(日) 9:40~12:00 入場:関係者 問合せ:☎生涯学習課(☎内線2243)
	市民パソコン・タブレット教室 12月4、6、11、13、18、20(木、土) 1月15(木) 13:30~15:30 会場:2Fパソコン室 入場:無料
	図書読み聞かせ 12月20日(土) 14:00~15:00 入場:無料 会場:図書館幼児コーナー 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)
	市民の茶席(大日本茶道学会) 12月20日(土) 10:00~15:00 会場:2F茶室 入場:無料
	問合せ 安中市文化センター ☎381-0586 午前8時30分~午後5時15分の間 休館日はP18をご確認ください

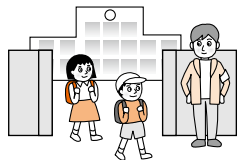


生涯学習だより

安中市青少年センターの紹介

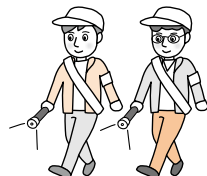
主に次の4つの活動をしています。

① 児童下校時の指導



70人の補導員が年間5回、各小学校の校門に立って下校指導を行っています。

② 夜間パトロール



40人の補導員で、年間20回の夜間パトロールを行っています。

③ 広報車パトロール



児童の下校時に、広報車でパトロールを行っています。

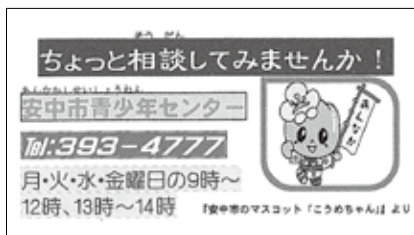
④ 電話相談



不登校、ひきこもりなどの電話相談や面接を行っています。

☎ 393-4777
曜日：月・火・水・金
時間：午前9時～午後2時

電話相談カードを作成し、市内小中学生全員に配付しました。一人でも多くの児童生徒の悩みごと相談に応じていきます。



〈表〉



〈裏〉

人権教育啓発映像をご活用ください

今年度、人権教育推進委員会で購入した人権教育映像（DVD）です。安中市文化センターにある安中市図書館で貸し出しを行っています。ぜひご活用ください。

○ 未来への虹～ぼくのおじさんは、ハンセン病～（30分 DVD）小学校高学年～一般向け

ハンセン病に対する正しい知識を深めるとともに、ハンセン病患者・元患者が国の隔離政策によりどんなに身体的、精神的苦痛を与えられてきたかを広く社会の人たちに認識してもらう作品です。

○ 悩まずアタック！～脱・いじめのスパイラル～（33分 DVD）小中高生・一般向け

いじめ防止対策推進法が成立したことを機に、法務省が主催する全国中学生人権作文コンテストの中で、法務大臣政務官賞を受賞した「いじめのスパイラル」をドラマで映像化したものです。

○ 秋桜(こすもす)の咲く日（34分 DVD）一般向け

発達障害のある人の生きづらさや痛みを真摯に伝えると共に、「違い」が生み出すプラスのエネルギーを美しく群生するコスモスの花々と重ね、「ともに生きることの喜び」を伝えるための教材として作成したものです。

○ ヒーロー（34分 DVD）一般向け

「無縁社会」の中、地域で起こる身近な人権問題に対し、傍観者としてではなく、主体的に行動することで、新たな地域とのつながりを結んでいく大切さを考える作品です。

問合せ▼☎生涯学習課生涯学習係（☎内線2245）

平成25年度人権作品集「おもいやり」から
人権について

（前号からの続き）

安中市立松井田南中学校
1年 槻岡 文彩

人権宣言は、たくさんありすぎて全部おぼえられていません。人権の授業でビデオを見たとき「人権宣言ってこんなにたくさんあるんだ。」と思いました。小学生の時の人権の授業では、「人は一人一人が平等」とか、「一人一人が同じ権利をもっている」などの事をビデオで聞いたことがあります。人権の授業のとき以外はあまり聞かなかったし、自分でも言わないので気にしていませんでした。ですが、「本当にそうだろう。」とは思っています。私は、人権の授業を受けて、これからは一人である子やいじめられている子がいたら声をかけるようにしたいと思いました。そして、「やめなよ。」と言えるようにしたいです。悪口を聞いたなら「その話やめよう。」と言えるようにしたいです。自分でも悪口を言わないようにします。自分の悪口を言われたら嫌だと思わずからず。そして、これからは「人権」ということを意識しながら学校生活を送りたいです。「人権」は、本当に大切な事だと思っています。なので、私はいじめのないクラス、学年ならいいなと思っています。「人権」とは、いじめのことだけではありません。差別などたくさんあります。私はあまり知りませんが、これから「人権」の授業を集中して受け、いろいろ知っていききたいと思っています。

（終わり）

問合せ▼☎生涯学習課生涯教育係

（☎内線2244）

『安中の文化財』

絵馬「裸馬図」 狩野知信筆

文久2年(一八六二)1月7日
安中市指定重要文化財 安中・熊野神社蔵

本絵馬は狩野永秀知信が描いたもので、伝馬町の須藤内蔵助恒忠(本陣)・茂木要右衛門潔貞・松本巻太保矩・嵯峨正次郎恒広・角田清三郎重清・金井宗助俊朋(上の脇本陣)・須田喜平次重雄(下の脇本陣)・森源次郎祐昌・須田義重・重田助作・須田愛助、宿用方の中嶋昌三郎・金井親兵衛・柳澤清助、橋方世話人の齋藤十兵衛ら安中宿の町役人の連名で奉納されている。これは文久元年11月の皇女和宮の関東下向が無事に済んだこと、同年8月の安中宿の人馬減勤の願いが認められたこととの両願成就のため奉納されたものである。和宮の行列や警護は数万人に及び通過するのに4日間も要する前代未聞の大行列であり、和宮が本陣で休憩した安中宿にとって一大事であった。また、安中宿は無高のため、二百年に亘り人馬人足を規定の半分のみ負担してきたが、規定どおりに戻され、安中宿は疲弊したため、人馬減勤の願いは安中宿の切なる願いであった。絵馬は熊野神社拜殿に奉納されているため、大晦日の晩と春祭・秋祭に御開帳される。



平成26年度
「文化財愛護ポスター」
優秀作品(敬称略)
上原 千奈(後閑小5年)

平成26年度 安中市学習の森 ふるさと学習館 第14回企画展

碓氷社

— 安中市の蚕糸業
の過去と現在 —

2014/11/7(金) → 2015/2/2(月)



碓氷社事務室建築縮図
群馬県指定重要文化財



メルボルン万国博覧会賞状
安中市指定重要文化財

明治前半から太平洋戦争開戦まで日本産生糸のブランドの一翼を担った組合製糸「碓氷社」と、それを引き継いで成立した「群馬蚕糸製造株式会社(グンサン株式会社)」、現在も稼働する「碓氷製糸農業協同組合」を中心とした安中市蚕糸業の過去と現在を展望します。

講演会

- 2 碓氷社の資料と賞状 12/14(日)
淡路 博和氏(安中市文化財調査委員)
- 3 官の力と民の知恵 —富岡製糸場と碓氷社— 1/18(日)
松浦 利隆氏(群馬県世界遺産課課長)

時間：午後2時～4時 / 場所：市民ギャラリー
申し込み：電話でふるさと学習館へ(当日受付可) / 定員：50人
資料代：300円(講演3回分入館料込み)

実演

- 座繰り 講師：東 宣江氏(蚕糸館代表)
 - 機織り 講師：坂田 美波氏(染織作家)
- 日時：12/14(日)、1/18(日) 午後1時～2時
場所：ふるさと学習館ロビー

問合せ▶

安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp



交通安全を願って

秋の交通安全運動にあわせ、9月21日(日)に交通安全大会と交通安全パレードが開催されました。この日は市内の小中高生や関係団体など31団体約900人が交通安全を願い参加しました。パレードでは、群馬県警察音楽隊や安中小学校の児童による演奏が響き渡る中、市内1.4キロを練り歩きました。

長崎がんばらんば国体・大会へ

9月22日(月)に、長崎で10、11月に開催される長崎がんばらんば国体・大会へ出場する22人の皆さんの壮行会が困会議室で行われました。茂木市長、今川体育協会会長から激励され、大会での健闘を約束しました。



災害時相互応援協定を結びました

10月2日(木)に、西毛地域水道事業者協議会の会員である三市三町二村において、災害時相互応援に関する協定を締結しました。災害時における水道施設の復旧や給水支援、職員の派遣など相互に応援を行います。同会の会員は、藤岡市、富岡市、安中市、神流町、下仁田町、甘楽町、上野村、南牧村で構成されています。

中学校駅伝競走大会

10月15日(水)に、安中市中学校駅伝競走大会が開催されました。男女各9チームが出場し、男子が2,900メートル、女子が2,080メートルの距離を県大会出場をかけた熱戦を繰り広げました。この結果により、新島学園中学校の男女、安中第一中学校の女子、松井田北中学校の男子が県大会への出場が決まりました。



記録更新をめざせ

市内の小学生5・6年生による小学生陸上記録会が10月16日(木)に開催されました。参加した289人の児童はトラック競技、フィールド競技あわせて9競技に参加し、記録の更新を目指しました。



バスの乗り方を学びました

10月17日(金)に、後閑小学校で2年生17人を対象としたバスの乗り方教室(公共交通教室)が行われました。教室でバスの仕組みやマナーなどを教わったあと、バスを前に説明を受け、実際に乗車するなどしてバスの乗り方を学びました。

碓氷のつどい

松井田文化会館などで、前期・後期6日間の日程で碓氷のつどい(あんなか市民フェスティバル)が開催されました。小学生マーチングパレードやいきいき健康まつり、ぐんまちゃんの飾り巻き寿司づくり、文化協会発表会などさまざまなイベントが行われ、会場には多くの人を訪れました。





安中市消防隊による秋季点検

10月19日(日)に、本市の消防団や女性防火クラブ、安中消防署職員など550人の皆さんが参加し、秋季点検が行われ、茂木市長による観閲、ポンプ操法訓練や機械・器具など火災に備えるための点検が行われました。

伝統芸能に触れ合う

10月22日(水)に、臼井小学校で小中学校伝統芸能教室が開催されました。会場では、八城人形城若座による人形芝居についてのお話や操り方、人形芝居の体験など全校児童43人が伝統芸能と触れ合いました。



碓氷峠ラン184

10月25日(土)に、軽井沢プリンスホテルスキー場を発着点としたハーフマラソン大会、碓氷峠ラン184が開催されました。秋の晴れ渡る天気の中、各地から919人のランナーが参加し、碓氷峠の高低差約400メートルを駆け抜けました。また、サブイベントとして、碓氷峠国盗り綱引き合戦が県境で行われ、軽井沢町と本市との交流が図られました。



100歳おめでとうございます

半田みづ江さん(原市一丁目 写真左)、上原せんさん(松井田町上増田 写真右)、白石幸さん(松井田町松井田 写真なし)、小林うめじさん(松井田町二軒在家 写真なし)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元気にお過ごしください。

市民 information

インフォメーション

市では、一部業務を除き、12月27日(土)から1月4日(日)までお休みいたします。

各施設の年末年始の休業は下表のとおりです。

また、ごみの収集・直接搬入については、左ページをご覧ください。

乗合バス（一部）・乗合タクシーは12月30日(火)から1月4日(日)まで運休します。

※乗合バスのうち「磯部駅～安中榛名駅線」は全日運行します。

※「高崎駅～安中市役所線」は元日は運休します。

詳しくは(株)群馬バス(☎371-8588)までお問い合わせください。

市役所

ホームページアドレス:

<http://www.city.annaka.gunma.jp>

メールアドレス:

kouhou@city.annaka.gunma.jp

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13

☎382-1111 FAX381-0503

施設		峡 の 湯	恵 み の 湯	老人 福祉 センター	ス ポ ー ツ セ ン タ ー	学 習 の 森	安 中 図 書 館	安 中 市 文 化 セ ン タ ー	松 井 田 図 書 館	松 井 田 文 化 会 館	ご み 直 接 搬 入	ご み 収 集 業 務	す み れ ヶ 丘 聖 苑	市 役 所 窓 口 (本 庁 ・ 支 所)	施設
日付															日付
12月	26日 (金)	休業中	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	図書整理日	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	左ページをご覧ください	年末年始休業 (友引)	年末年始休業 (友引)	年末年始休業 (1月4日は、市民課休日窓口を午前8時30分から正午まで行います)	26日 (金)
	27日 (土)						館内整理日								27日 (土)
	28日 (日)						28日 (日)								
	29日 (月)						29日 (月)								
	30日 (火)						30日 (火)								
	31日 (水)						31日 (水)								
1月	1日 (木)	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	年末年始休業	1日 (木)
	2日 (金)														2日 (金)
	3日 (土)														3日 (土)
	4日 (日)														4日 (日)
	5日 (月)														休館日

◎年末年始の市役所窓口などの業務案内

◎新年賀詞交歓会のお知らせ

市・安中市商工会・安中市松井田商工会・碓氷安中農業協同組合では、どなたでも気軽に効率よく新年の挨拶ができるように毎年恒例の新年賀詞交歓会を次のとおり開催します。

日時▶平成27年1月5日(月) 午前11時～ 場所▶並木苑

問合せ▶☎秘書課秘書係 (☎内線1012)、安中市商工会 (☎382 - 2828)、

安中市松井田商工会 (☎393 - 1411)、碓氷安中農業協同組合 (☎382 - 1131)

◎年末年始のごみ収集・直接搬入・し尿収集について

■ごみ収集について

年末の各地域のごみステーションでの収集業務は、燃えるごみ・燃えないごみを、12月26日(金)まで収集日程表のとおり収集します。

12月28日(日)については、「燃えるごみ(火・金)の収集地域」を、29日(月)については、「燃えるごみ(月・木)の収集地域」を対象に、**燃えるごみのみ**を特別に収集しますのでご注意ください。

なお、年始の収集業務は、1月5日(月)から収集日程表のとおり収集します。

○28日(日)の収集地域

原市地区、並木団地、磯部地区、東横野地区、後閑地区(後閑滑沢地区を除く)、西横野地区、源ヶ原地区、白井地区、坂本地区

○29日(月)の収集地域

安中1区、12区(並木団地を除く)、岩野谷地区、板鼻地区、秋間地区、後閑滑沢地区、新堀地区(源ヶ原地区を除く)、松井田地区、九十九地区、細野地区

■ごみの直接搬入について

ごみのクリーンセンターへの直接搬入は、特別に12月27日(土)、28日(日)、29日(月)の各日午後4時30分まで受付いたします。

年末の直接搬入は、混雑が予想されますので、燃えるごみにつきましてはステーション収集にご協力ください。

■し尿収集について

し尿収集業務については、12月19日(金)までに申し込みのあったものは年内の対応が可能となります。

問合せ▶☎環境推進課廃棄物対策係 (☎内線1881)

●年末	燃えるごみ・燃えないごみ 市内全地域26日(金)まで収集
	燃えるごみ(特別収集)
	燃えるごみ(火・金)の地域は28日(日)に、燃えるごみ(月・木)の地域は29日(月)に収集します。
	ごみの直接搬入
	27日(土)、28日(日)、29日(月)の各日午後4時30分まで受付
	し尿収集
	19日(金)の申し込みまで年内対応
●年始	1月5日(月)からすべて通常業務となります。

◎製造業者の皆様へー

統計調査にご協力ください。

平成26年工業統計調査が12月31日現在で全国一斉に行われます。

調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて県知事から委嘱された調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外には一切使用されませんので、正確なご記入をお願いします。

問合せ▶☎企画課行革情報統計係 (☎内線1023)

◎水道管の凍結にご注意ください

冬場の厳しい冷え込みのときに、水道管が凍結して水が出なくなることや、水道管が破裂することがあります。保温材やヒーターなどで水道管やメーターボックス内の防寒をしていただき、凍結防止をお願いします。

問合せ▶☎上水道工務課配給水係 (☎内線3123)

◎「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」都市計画原案の縦覧について

県では、「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画変更案をまとめましたので、次のとおり縦覧に供します。

縦覧期間▶12月12日(金)～26日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日・祝日は除きます。

縦覧場所▶県庁都市計画課、安中土木事務所、安中市建設部都市整備課

意見書の提出方法▶変更案について、意見のある人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。意見書は会場に備え付けのもの、または必要事項(氏名・住所・利害関係・意見要旨)を記入したものを直接または郵送で、縦覧場所に提出してください。

問合せ▶県庁都市計画課 (☎027 - 226 - 3654)

行事カレンダー

12月1日→1月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
12月						1月		
1	月	●冬の県民交通安全運動（～10日）	14	日	●ふるさと学習館企画展関連講演 「碓氷川の資料と賞状」 学習の森 14:00～16:00 ●機織り講座③ 学習の森 10:00～12:00 ●松井田図書館雑誌無料配布 文化会館 9:00～12:00	1	木	
2	火	●市民献血 ☎ 10:00～12:00 13:00～15:30	15	月		2	金	
3	水	●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋外施設 ☎ 18:30～ 旧松井田町屋内外施設 ☎ 18:30～	16	火		3	土	
4	木	●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋内施設 ☎ 18:30～ ●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30	17	水		4	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00
5	金		18	木	●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30	5	月	
6	土	●家族の日大会 基幹集落センター 13:30～ ●市民スケート教室 伊香保スケートセンター 15:00～ ●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30 ●おもしろ科学教室 「静電気で科学マジック」 松井田公民館（文化会館内） 9:30～12:00	19	金		6	火	
7	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00 ●竹細工講座⑤ 学習の森 10:00～12:00 ●機織り講座① 学習の森 10:00～12:00 ●市民カローリング大会 ☎ 9:00～	20	土	●ジオラマ講座④ 学習の森 10:00～12:00 ●機織り講座④ 学習の森 10:00～12:00 ●市民の茶席 文化センター 10:00～15:00 ●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00	7	水	
8	月		21	日	●困市民課休日窓口 8:30～12:00 ●機織り講座⑤ 学習の森 10:00～12:00	8	木	
9	火		22	月		9	金	
10	水		23	火	●古謝美佐子 沖縄のこころのうた 文化会館15:00～（14:30開場）	10	土	●ジオラマ講座⑤ 学習の森 10:00～12:00 ●「早春の映画鑑賞会」チケット 発売日 文化会館 9:00～
11	木	●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30	24	水		11	日	●成人式 文化センター 9:40～（受付9:00）
12	金		25	木		12	月	
13	土	●ジオラマ講座③ 学習の森 10:00～12:00 ●機織り講座② 学習の森 10:00～12:00 ●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30	26	金		13	火	
			27	土		14	水	
			28	日		15	木	●市民パソコン・タブレット教室 文化センター 13:30～15:30
			29	月				
			30	火				
			31	水				

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯	12/2・16・30・31 1/1・6	碓氷川熱帯植物園	12/2・9・16・24・28～1/4・6・13
峠の湯	※当分の間休業いたします。	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
鉄道文化むら	12/2・9・16・24・29～1/3・6・13		12/1・8※・15・22※・24・
文化センター（※は図書館のみ休館です）			26～1/3・5・13
	12/2・9・16・23・24・26※・	学習の森	12/2・9・16・24・29～1/3・
	29～1/3・6・13・14		6・13・14
文化会館	12/1・8・15・22・27～1/5・13	老人福祉センター	12/1・8・15・22・24・
			28～1/5・12・13

相談案内

12月1日→1月15日

<p>行政相談 困 12/4・18 1/8・15 9時～12時 松 12/1 1/5 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 困 12/5・19 1/9 13時～16時 ※要電話予約 困法制課 (☎内線1043)</p> <p>人権相談 困・松 12/4 13時30分～16時 1/15 13時30分～15時30分</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談(困子ども課) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 困子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など) 困 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 ※要電話予約 困健康づくり課 (☎内線1174)</p> <p>妊婦健康相談(母子手帳交付) 困・松 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 ※要電話予約 困健康づくり課 (☎内線1174)</p> <p>消費生活相談 消費生活センター(困敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 困 第1・3火曜日 13時30分～16時 ※要電話予約 松商工観光課 (☎内線2621)</p> <p>無料税務相談 困 12/3 13時～16時 松 12/9 13時～16時 ※要電話予約 困税務課 (☎内線1061)</p>	<p>障害者相談 知的・身体障害者相談(困・松) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談(ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談(松青少年センター) 月・火・水・金曜日(祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談 電話相談・面接相談(困・松) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 困介護高齢課 (☎内線1189) 松保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 毎週木曜日(祝日を除く) 9時～11時30分 松 第9会議室 毎週月曜日(祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中商工会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
--	---

健康通信 12月は「乳がん・子宮がん検診」の集団検診が実施されます。
 また、結核検診と各種がん検診の個別検診については、乳がん・子宮がん検診を含め、市内医療機関にて引き続き実施中です。今年度の個別検診については、平成27年1月31日で終了してしまいますので、ご希望の検診について、受け忘れがないかも一度確認をお願いします。検診を受診の際は、オレンジ色の封筒に入っている「受診シール」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。
 問合せ▶困健康づくり課 (☎内線1172)

本庁市民課 休日窓口開設日
 12月7日、21日 1月4日
 午前8時30分～正午
 業務内容
 ○住民票の写しの交付
 ○戸籍謄本・抄本の発行
 ○印鑑証明書の発行
 ○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理事業当番業者 (12月1日～1月15日)

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

12月	16日	L・M・S	1月	
1日	C・G・K	17日	C・T・V	
2日	D・R・W	18日	W・X・Y	
3日	E・N・Z	19日	G・K・Z	
4日	H・U・Q	20日	D・R・U	
5日	B・I・O	21日	B・E・N	
6日	F・J・P	22日	H・J・Q	
7日	A・L・S	23日	A・I・O	
8日	M・T・V	24日	F・M・P	
9日	C・X・Y	25日	C・L・S	
10日	G・K・W	26日	T・V・W	
11日	D・R・Z	27日	X・Y・Z	
12日	E・N・U	28日	G・K・U	
13日	B・H・Q	29日	B・D・R	
14日	I・J・O	30日	E・N・J	
15日	A・F・P	31日	A・H・Q	
			15日	G・J・K

	業者名	TEL		業者名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備(有)	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	381-2322	Z	(株)フェニックス	382-5262

平成27年1月30日まで
受付期間を延長しました

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

対象と思われる人に申請書をお送りしていますので、お手元に届いている人で、申請がお済みでない人は、お早めに申請をお願いします。

臨時福祉給付金

- 申請方法
窓口へ直接提出または郵送
- 申請に必要なもの
 - ①申請書 ②印鑑
 - ③支給者対象者の本人確認できるもののコピー
(運転免許証、健康保険証など)
 - ④振込先の通帳またはキャッシュカードのコピー
- 申請・問い合わせ先
 ㊦福祉課社会福祉係 (☎内線1153)
 ㊦保健福祉課福祉子ども係 (☎393-7070 (直通))

子育て世帯臨時特例給付金

- 申請方法
窓口へ直接提出または郵送
- 申請に必要なもの
 - ①申請書 ②印鑑
 - ※振込先に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は、本人確認書類と通帳のコピーを添付してください。
- 申請・問い合わせ先
 ㊦子ども課子ども育成係 (☎内線1164)
 ㊦保健福祉課福祉子ども係 (☎393-7070 (直通))

平成27年成人式のお知らせ

EVENT



平成27年成人式を次の日程で行います。市内在住の該当する皆さんには案内状を12月上旬に発送する予定です。
 また、進学や就職などで市外に転出した場合でも、出席を希望する人には案内状を発送しますので、ご連絡ください。
日時▶平成27年1月11日(日) 午前9時から受付開始
 午前9時40分～ オープニング(太鼓演奏)
 午前10時～ 記念式典
場所▶安中市文化センター
該当者▶平成6年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人
 ※当日は安中市図書館が開館しており、駐車場の混雑が予想されますので、ご注意ください。
問合せ▶㊦生涯学習課社会教育係 (☎内線2243)

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!
求めない!
受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病気見舞

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」 (公財) 明るい選挙推進協会 **問合せ▶**
 ㊦選挙管理委員会 (法制課) (☎内線1045)
 総務省 寄附の禁止 **検索** 明るい選挙推進協会 三ない運動 **検索**

皆さんの声をお待ちしております
 市役所 ㊦、㊦、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。

人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,795	23,427	135	218	合 計 61,153人
松井田地域	7,061	7,431	37	49	世帯数 24,502
合 計	29,856	30,858	172	267	(平成26年10月末日現在)